

# 長崎県立大学大学院地域創生研究科専攻長等に関する規程

〔令和2年2月4日〕  
規程第2号

改正 令和3年12月1日規程第120号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号。以下「大学院学則」という。）第6条の2第2項及び第6条の3第2項の規定に基づき、長崎県立大学大学院地域創生研究科に置く専攻長及び副専攻長（以下「専攻長等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専攻長等の職務)

第2条 専攻長は、次に掲げる業務を掌理し、専攻を円滑に運営するものとする。

- (1) 専攻の会議に関する事
  - (2) 専攻における所属教員の服務及び研修等に関する事
  - (3) 専攻の教育課程に関する事
  - (4) その他専攻の運営に関する事
- 2 副専攻長は、専攻長を補佐し、専攻長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専攻長等の選考)

第3条 専攻長候補者の選考は、当該専攻の推薦に基づき、学長が行う。

- 2 副専攻長の選考は、学長が行う。

(選考の時期)

第4条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、専攻長等候補者の選考を行う。

- (1) 専攻長等の任期が満了するとき
  - (2) 専攻長等が辞任を申し出たとき
  - (3) 専攻長等が欠員となったとき
- 2 専攻長等候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(選考の基準等)

第5条 専攻長候補者は、当該専攻の研究指導を担当する教授のうちから選考する。

- 2 副専攻長は、当該専攻の研究指導を担当する教授又は准教授のうちから学長が適任と認める者を選考し、指名する。

(専攻長候補者の推薦)

第6条 学長は、専攻長候補者を選考するため、当該専攻に対して候補者の推薦を求める。

- 2 前項の推薦の求めに基づき、当該専攻は複数の候補者を研究科長の了解を得て、学長に推薦する。

(教育研究評議会での審議)

第7条 学長は、前条の規定に基づき推薦を受けたときは、教育研究評議会に専攻長候補者の選考について意見を求めるものとする。

- 2 教育研究評議会は、前項の求めを受けたときは専攻長候補者の選考について審議し、その結果を学長に報告する。

(任命の申出)

第8条 学長は、前条第2項の規定により教育研究評議会から報告を受けたときは、専攻長候補者の選考について決定し、理事長に任命の申出を行うものとする。

(任期)

第9条 専攻長等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第4条第1項第2号又は第3号の事由により選出された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(解任)

第10条 学長は、専攻長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他専攻長に適しないと認めるときは、理事長に対して解任の申出を行うことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反があるとき

2 学長は、前項の申出をしようとする場合には、当該専攻長に対し弁明の機会を与えるものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専攻長等の選考及び任期等に関し必要な事項は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

改正 令和3年12月1日規程第120号

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年4月1日に任命される専攻長の選考については、第3条、第6条及び第7条第1項の規定にかかわらず、学長は、当該専攻に対して候補者の推薦を求めることなく、専攻長候補者を選考し、教育研究評議会に意見を求めるものとする。

3 令和4年4月1日に任命される専攻長等の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。